

小美玉市業務継続計画（BCP）

【地震編】

令和4年3月



小美玉市

目 次

第1章 総則	
1. 業務継続計画の概要	1
2. 業務継続計画の基本方針	1
3. 対象組織	2
第2章 被害状況の想定	
1. 想定する災害の概要	3
2. 庁舎及びライフライン等の被害想定・復旧の目安	3
第3章 非常時優先業務の整理	
1. 業務継続を検討する対象期間	5
2. 非常時優先業務	5
第4章 非常時優先業務の実施体制	
1. 非常時優先業務の実施体制	6
2. 指揮命令系統の確立（職務代行）	6
第5章 職員の参集体制の確立	7
第6章 必要資源の対策実施計画	8
第7章 業務継続計画の継続的な改善	13

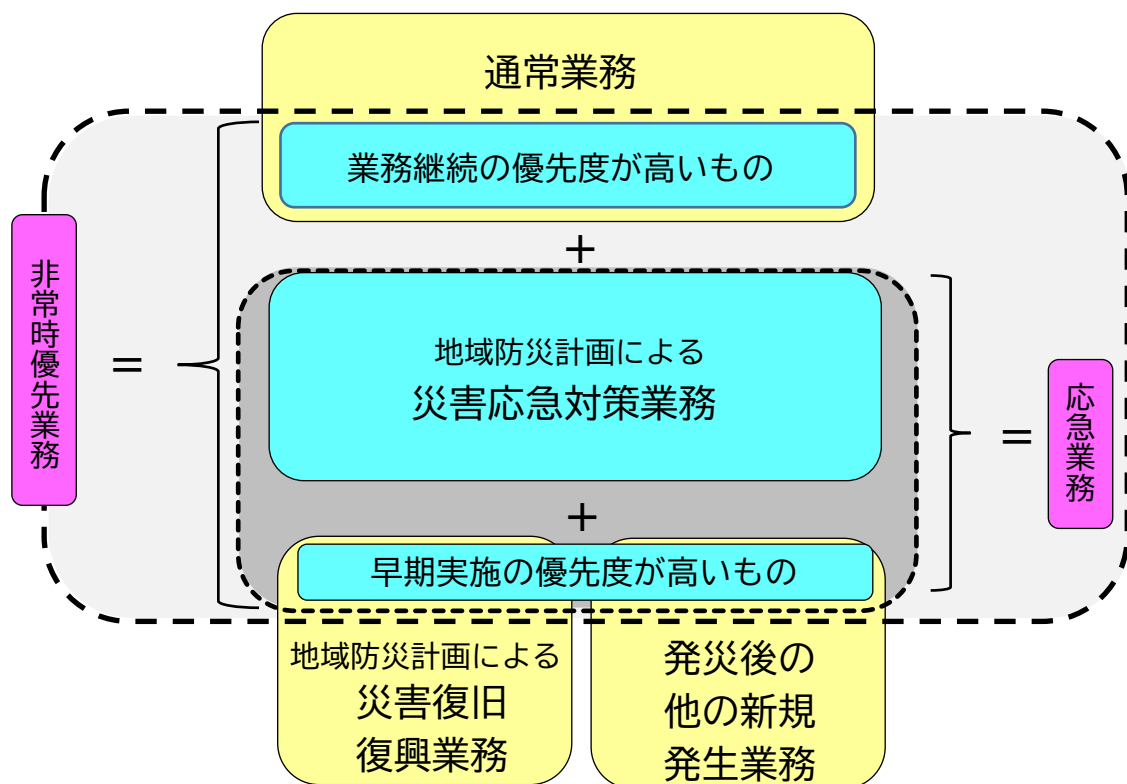
第1章 総則

1. 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務※1）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

※1【非常時優先業務】

大規模災害発生時であっても優先して実施すべき業務。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。



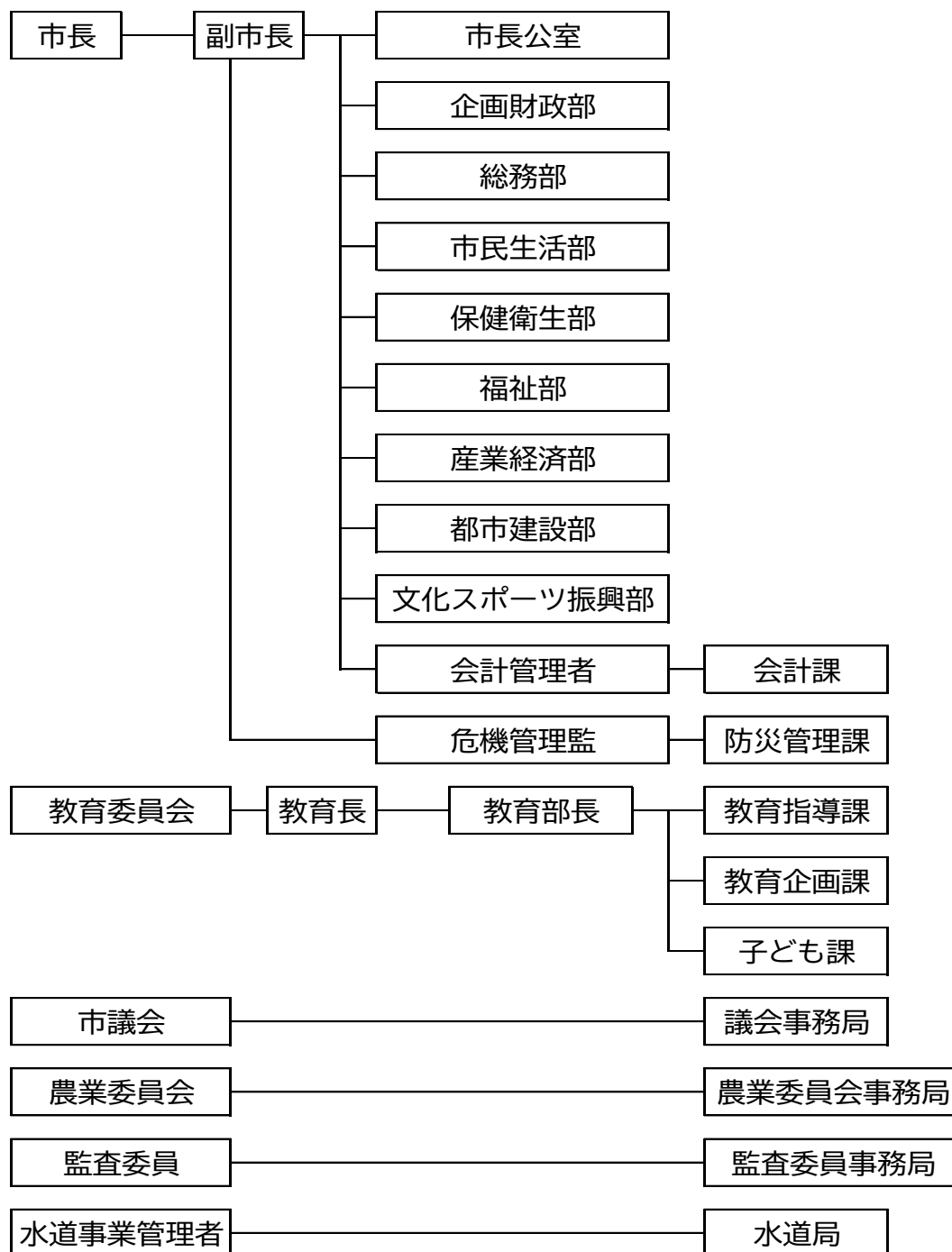
2. 業務継続の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 大規模災害時には、住民の生命・生活・財産等の保護を図るため、地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先に実施する。
- 地域社会への影響や法令の適切な執行等の観点から業務継続の優先度の高い通常業務を整理し、それ以外の通常業務は積極的に休止・縮小を行う。
- 平常時から全庁的取組として業務継続の向上に努めるとともに、不足する資源に対する対策について適切な進捗管理を実施し、実効性の確保を図る。

3. 対象組織

本計画において、対象組織は以下の通りとする。



第2章 被害状況の想定

1. 想定する災害の概要

本市に被害をもたらす可能性のある災害として東海地震や首都圏直下型地震・茨城県及び福島県沖を震源域とした大規模な地震が発生すると考えられている。

本計画においては、以下の地震が発生したことを想定する。(小美玉市地域防災計画より)

発生時期等	冬の平日 夕方6時00分頃
震度	震度6強(市域の約15%), 震度6弱(市内その他の地域)
建物被害	約2,000棟
死者	約80名

2. 庁舎及びライフライン等の被害想定・復旧の目安

本市が過去に被災した経験や国の作成資料から庁舎及びライフライン等について以下の被害を想定する。

項目	被害状況	復旧の目安
各庁舎・施設	<ul style="list-style-type: none"> 一部の耐震性が低い建物では、甚大な被害が発生し、全部又は一部の使用が不可能になる。 安全性が確認されるまで一時的に庁舎の利用ができない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況によっては、利用不能の可能性はある。
庁舎内部	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていない什器・天井等が転倒・落下し、一部のパソコンが故障する。 	<ul style="list-style-type: none"> 什器等の再設置やガラス破片・内部収納物の片づけ等に半日程度以上要することが予想される。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の復旧は、1週間後。 復旧後も計画停電の可能性はある。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路や浄水場の被害又は停電によって利用が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 断水が1週間継続する。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用支障は1か月継続する。

固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通。 ・引込管路での断線で不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不通が1週間継続。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通。 ・基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性がある。 ・メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不通が1週間継続。
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・引込管路等での断線により不通となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用支障が1週間継続。
情報システム	『第六章 必要資源の対策実施計画』に記載	

(参考：内閣府作成資料)

第3章 非常時優先業務の整理

1. 業務継続を検討する対象期間

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間である。この期間は、厳密には被害状況の想定にもよるが、最低でも応急業務が軌道に乗る1週間以上、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して発災直後から1ヶ月間とする。

2. 非常時優先業務

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るため、優先的に実施する業務を時系列で下表のとおり絞り込む。

業務開始目標時間	該当する業務	業務例
発 災 直 後	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ b. 被害の把握 c. 避難所の開設・運営
2 4 時 間 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き ・窓口行政機能の回復 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 市管理施設の応急復旧※1 b. 衛生環境の回復※2 c. 遺体の取扱い業務 d. 避難生活の開始に係る業務 e. 社会的に重大な行事等の日程調整 f. 各種窓口業務 g. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画） h. 業務システムの再開
3 日 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務※3
1 ヶ 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興に係る業務の本格化 ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務 b. 産業の復旧、復興に係る業務 c. その他の業務

※1…道路、上下水道、その他の施設等

※2…防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等

※3…入浴、メンタルヘルス、防犯等

各所管の通常業務の目標開始時期については、資料編2の通りとする。

第4章 非常時優先業務の実施体制

1. 非常時優先業務の実施体制

小美玉市地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、以下の体制に速やかに移行する。

【小美玉市災害対策本部】

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員 (本部事務局) 危機管理監	市長公室長 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 保健衛生部長 福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 文化スポーツ振興部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 水道局長 消防長

2. 指揮命令系統の確立（職務代行）

災害対策本部の総括指揮者は本部長（市長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	教育長	危機管理監	都市建設部長

通常業務時

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	市長公室長	企画財政部長	総務部長

第5章 職員の参集体制の確立

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するための体制確立の前提として、職員は発災後速やかに決められた場所に参加する必要がある。

大規模災害が発生した際の職員の参集状況を把握するため、以下の調査を行った。

対 象	消防職員・幼稚園教諭を除く全職員（再任用職員含む） 367人
調査対象外	育児休業・他団体への派遣職員他 38名
想 定	勤務時間外に大規模地震が発生
調査項目1	参集の方法：自動車またはバイク
調査項目2	参集の方法：自転車または徒歩

【集計結果】

自動車またはバイク

時 間	15分以内	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以上	参集不可能
人 数	104	140	90	14	4	4	11
割合 (%)	28.3	66.4	91.0	94.8	95.9	97.0	3.0

自転車または徒歩

時 間	15分以内	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以上	参集不可能
人 数	20	25	78	96	59	51	11
割合 (%)	5.4	12.2	33.5	59.6	75.7	89.6	3.0
							不着
							27
							7.4

※割合 (%) は各時間帯の累計

※参集不可能の理由・内訳

○乳幼児の世話・障がい者の世話・介護の必要な高齢者がいる等・・・10名

○その他・・・1名

※不着・・・1日の最大移動距離が徒歩20km・自転車40kmを超える場合

調査結果から大規模災害時に自動車またはバイクで参集した場合、30分以内に6割を超える職員が参集、1時間以内には9割を超える職員が参集可能であることが判明した。自転車または徒歩で参集した場合、1時間以内に3割超、2時間以内に6割近い職員が参集可能である。

以上の結果から、大規模災害発生直後から早期段階で非常時業務を開始することが可能であると判断できる。

第6章 必要資源の対策実施計画

非常時優先業務が業務開始目標時間までに実施できるかを確認するため必要資源の確保状況を分析し、必要資源が不足している場合には、その対策を検討する。

【非常時優先業務が業務開始目標時間までに実施するための必要資源】

- 職員
- 庁舎（その他の執務環境）
- 電力
- 通信（電話・防災行政無線・インターネット等）
- 情報システム（重要な行政データを含む）
- 水・食料等
- トイレ

【必要資源の確保状況と不足している場合の対策】

- 職員

職員に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内／勤務時間外の発災時の参集体制 ・安否確認（職場から職員、職員から家族） ・各所属部署内の緊急連絡体制の整備
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集体制（第5章 職員の参集体制の確立）参照 ・安否確認訓練の実施 ・初動マニュアルの確認

- 庁舎（その他の執務環境）

庁舎に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の有無 ・固定していない什器やOA機器の対策 ・ガラスの落下や飛散防止対策 ・本庁舎が被災した場合の代替庁舎の特定の有無
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び各総合支所庁舎、施設の耐震性 ・平常時から什器やOA機器の転倒・落下対策の実施、ガラスの落下・飛散防止対策の実施 ・代替庁舎の確保

【各庁舎の耐震工事施工状況】

- ・ 本庁舎 平成28年度
- ・ 小川総合支所 平成27年度
- ・ 玉里総合支所 現行の基準にて建築（昭和58年築）

【本庁舎が被災した場合の代替庁舎の設置】

第1順位	第2順位
小川総合支所	玉里総合支所

小美玉市地域防災計画の災害対策本部開設場所に準ずる。

□電力

電力に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給の被害想定、復旧時期の見通し ・ 非常用電源の能力、燃料等
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源の耐震化 ・ 非常用電気の供給箇所の確認

【各庁舎の非常用電源の設置状況】

庁舎名	非常用電源の種類	燃料の種類	燃料の容量 (ℓ)	連続運転時間 (h)
本 庁	ディーゼル自家発電	軽油	950	33.0
小川総合支所	ディーゼル自家発電	軽油	190	15.8
玉里総合支所	ディーゼル自家発電	軽油	30	5.0

非常用電源の使用が長期になった場合、災害応援協定に基づいて燃料の供給を受け、運転することが可能である。

停電が長期間に及んだ近年の災害

- 平成23年東日本大震災（東北電力管内） : 8日間で約94%復旧
- 平成27年関東・東北豪雨（常総市） : 5日間で100%復旧

□通信

通信に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各通信手段（電話）の回線数、設置場所の確認 ・ 防災行政無線の整備状況、設置場所の確認
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット（携帯メール等）の活用 ・ 平常時の使用方法等の訓練（電話） ・ 平常時の訓練等における利用確認（防災行政無線）

【整備済みの通信手段】

電話		防災行政無線	
名称	回線数	名称	局数
一般電話	23	遠隔制御器	9
携帯電話（防災用）	4	携帯型	24
衛星電話	1	車載型	27
衛星携帯電話	1	集落可搬型	36

○衛星電話は、ダイヤル方法が特殊なため平常時の操作訓練が必要である。

○防災行政無線は、避難所開設時に不特定多数の職員が使用する事が想定されるため全庁的な操作訓練が必要である。

□情報システム（重要な行政データを含む）

情報システムに関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な行政データのバックアップの実施状況 ・サーバやパソコンの揺れ、転落、転倒防止対策の実施状況 ・サーバ等の非常用電源の確保状況 ・不具合発生時の対応（関係業者の対応等）
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な行政データのバックアップ対策 ・発災直後の保守点検に関する体制（メンテナンス業者等）

小美玉市における情報システム（住民基本台帳非連動）の対応状況

【サーバ】

転倒・揺れによる破損防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバラックを床にアンカー固定 ・各サーバは、ラックのマウントキットで固定
冷却装置	有（24時間空調稼働）
非常用電源の種類	ディーゼル自家発電
燃料の種類	軽油
燃料の容量	950ℓ
運転持続時間	33時間

※非常用電源は本章「電力」の庁舎の物と同じ

【バックアップ】

バックアップの実施状況	毎日（深夜に1回）
バックアップデータの保管場所	仮想サーバ（庁舎内に設置）
バックアップデータを用いた再起動の所要時間	2～4時間（サーバごとに異なる）

電算委託業者における情報システム（住民基本台帳連動）の対応状況

【サーバ】

転倒・揺れによる 破損防止対策	・制震構造のサーバラックに格納 ・社屋自体も震度6強から7程度の地震でも軽微な損傷程度で継続使用可能な建物として、CSブレース設置による制震機能を付加し、現行法の耐震レベルの1.25倍の建物となる。
冷却装置	有（3台有し、うち2台を常時稼働。残り1台は障害時に稼働）
非常用電源の種類	発電機・UPS（40kVA）
燃料の種類	軽油
燃料の容量	2,890ℓ
運転持続時間	約132時間

【バックアップ】

バックアップの実施状況	毎日（サービス提供終了時）
バックアップデータの保管場所	各事業所（2カ所）
バックアップデータを用いた再起動の所要時間	損傷の程度による

重要な行政データの対象の確認

地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報 ・国民健康保険、介護保険業務に関する情報 ・許認可の記録や経過等の情報 ・重要な契約や支払い等の記録の情報
災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録・・・住民の安否確認など ・外国人登録・・・居住している外国人の安否確認など ・介護受給者情報 ・障がい者情報 ・道路等の復旧に重要なインフラの図面やデータ ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

総務省「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドライン」より

□水・食料等

水・食料等に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の水や食料等の備蓄状況 ・受水槽の水について、飲料水としての利用可能性の確認
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の水や食料等の備蓄（3日から1週間分）の実施 ・受水槽の水の配分調整

○事業者等との応援協定による、職員用の水・食料等の流通備蓄の確保

○受水槽の水の配分調整

(トイレや非常用電源の冷却水等、他の用途との配分の検討)

□トイレ

トイレに関する検討の概要	
確保状況の確認	・ 停電、断水状況の想定、使用の可能性の確認 ・ 代替手段（簡易トイレの備蓄等）の確保
対策項目	・ 簡易トイレの備蓄

○上・下水道の供給停止期間の想定を確認

・ ポンプやセンサー等、電源を必要とするトイレの場合は停電時の使用について確認

○庁舎内の排水管等が漏水した場合、トイレも含め排水ができないので、早期点検体制を整える。

○簡易トイレ・携帯トイレの備蓄

○マンホールトイレが利用可能な場所の確認と汲み取り業者の連絡体制を整える。

第7章 業務継続計画の継続的な改善

1. 教育・訓練等

発災時に的確に業務継続を図るために、業務継続計画の内容を職員一人一人が理解し、さらに各部局が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが必要である。このため、教育や訓練の計画等を策定して職員に対する教育・訓練を着実に実施していく。

訓練形式	業務継続に資する観点
職員の安否確認及び参集訓練	<ul style="list-style-type: none">・安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯（未公開）を様々な条件で実施・近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練・徒歩帰宅訓練
避難訓練	<ul style="list-style-type: none">・地震を想定し、施設外への来客の避難誘導や職員の避難を実施
消防訓練	<ul style="list-style-type: none">・火災発生を想定し、初期消火活動や119番通報訓練を実施・消火栓や消火器の設置箇所確認と操作訓練
災害対策本部設置・運営訓練	<ul style="list-style-type: none">・対策本部設置、運営訓練・代替庁舎での対策本部設置訓練
非常用電源稼働訓練	<ul style="list-style-type: none">・代行者による稼働訓練・保守管理業者との連携訓練
情報システムバックアップ切替訓練	<ul style="list-style-type: none">・代行者による切替訓練・保守管理業者との連携訓練

2. 点検・是正

本業務継続計画を発災時に実際に機能する計画とするため、人事異動や連絡先の変更があった場合には遅滞なく更新するなど時点修正はもちろん、訓練や被災経験等を通して定期的に計画の実効性等を点検・是正していく。